

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成29年6月7日提出
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 西 恵正
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	三木谷 正直
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ルーミス米国ハイイールドファンド〔毎月決算型〕
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(平成29年4月21日から平成29年7月18日まで) 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年 4月20日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項について、信託契約を解約し、信託を終了することが確定したことに伴ない、訂正すべき事項がありましたので、関係事項を下記のとおり訂正するものであります。

## 2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

## 第一部【証券情報】

## (7) 申込期間

## &lt;訂正前&gt;

平成29年 4月21日から平成29年10月20日まで<sup>\*</sup>

申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

\* 信託契約の解約（繰上償還）にかかる当ファンドの受益者の異議申立てを受けた結果、平成29年7月20日をもって信託を終了することとなった場合には、申込期間は平成29年7月18日までとします。

## &lt;訂正後&gt;

平成29年 4月21日から平成29年 7月18日まで

## (12) その他

## &lt;訂正前&gt;

投資信託振替制度における振替受益権について

（略）

信託契約の解約（繰上償還）の予定について

当ファンドは、平成29年4月24日を公告日とする信託契約の解約の手続きを行います。

## 1．信託終了（繰上償還）を行う理由

（略）

## 2．信託終了予定日

平成29年7月20日

## 3．異議申立について

当該信託契約の解約に異議のある場合、平成29年4月24日から平成29年5月31日までの間に当ファンドの委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社に書面をもってその旨を申し出ることができます。当該期間内に異議申し出のあった受益者の受益権口数が平成29年4月24日の当該信託契約にかかる受益権総口数の2分の1を超えない場合は、上記信託終了予定日をもって、信託を終了します。なお、平成29年4月21日以降に取得申込みをされて取得した受益権については、異議を申立てる権利はありません。

## &lt;訂正後&gt;

投資信託振替制度における振替受益権について

（略）

信託契約の解約（繰上償還）について

当ファンドは、平成29年4月24日を公告日とする信託契約の解約の手続きを行い、平成29年7月20日をもって信託を終了(繰上償還)することになりました。

1. 信託終了(繰上償還)を行う理由

(略)

2. 信託終了日

平成29年7月20日

3. 異議申立について

当該信託契約の解約については、平成29年4月24日から平成29年5月31日までの間に当ファンドの委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社において異議申立を受け付けましたが、異議申し出のあった受益者の受益権口数が平成29年4月24日の当該信託契約にかかる受益権総口数の2分の1を超えなかったため、信託を終了します。

## 第二部【ファンド情報】

### 第2【管理及び運営】

#### 3 資産管理等の概要

##### (3) 信託期間

###### < 訂正前 >

平成17年1月28日から無期限とします。<sup>\*</sup>

\* 信託契約の解約（繰上償還）にかかる当ファンドの受益者の異議申立てを受けた結果、平成29年7月20日をもって信託を終了することとなった場合には、信託期間は平成29年7月20日までとします。

###### < 訂正後 >

平成17年1月28日から平成29年7月20日までとします。